

令和5年9月15日

成年後見研修（初級課程）受講希望者 各位

北海道行政書士会 中央研修所 研修統轄 三浦 勝也

令和5年度 成年後見研修（初級課程）のご案内

一般社団法人北海道成年後見支援センター（以下、「支援センター」という）は、少子高齢化社会において行政書士として社会貢献すべく、平成21年7月に北海道行政書士会会員を構成員として設立され、現在150名を超えるセンター会員が成年後見制度利用支援のための活動に真摯に取り組んでおり、現在までの受任件数は累計で411件に上ります。

支援センターへの入会条件は、初級・中級・上級研修の修了及び考課測定に合格後、成年後見損害賠償責任補償保険への加入が必須となっています。

また、支援センターでは、センター会員に毎年更新研修を実施することで、能力担保が図られています。

つきましては、初級課程の研修を下記の通り実施いたします。

記

1 日 時：令和5年11月10日（金）受付 13：00～13：30
研修 13：30～16：45

2 場 所：①札幌会場：北海道行政書士会館 2階研修室
②札幌以外：函館、旭川、帯広、釧路、北見の各市内
（各会場2名以上の受講者がいることを開催条件といたします）
（受講申込者には後日改めて研修会場について詳細をご連絡いたします。）

*札幌以外の会場へは、札幌での講義をリアルタイムでネット配信します。

3 講 師：一般社団法人北海道成年後見支援センター 会員

4 講義内容：①成年後見制度概論
②成年後見業務の倫理
③成年後見制度の基礎知識 等

- 5 定 員：①札幌会場：30名（定員になり次第締め切ります。）
②札幌以外の会場では、1会場当たり2名以上の参加者がいない場合には、
当該会場での開催は中止といたします。
- 6 資料代：1,000円
- 7 申込期限：令和5年10月26日（木）までに、別添「各種研修会 受講申込書」により、メールまたはFAXにてお申し込みください。

【留意事項】

- ※ 研修中は、携帯電話の電源は切るか、マナーモードにして受講してください。
- ※ 早退、中抜けは原則として認めません。また、電話に出るための退席も認めません。
- ※ 研修の様態等の一切の録画・録音・撮影行為、及び資料の複製等はその手段を問わず厳禁といたします。